

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	社会保険クイズ 当選者発表.....6
被保険者資格取得届・資格喪失届の提出をお願いします.....2・3	令和5年度 宮崎県社会保険協会年間事業(各種講習会等)予定のご案内...7
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....4	日本年金機構/一般財団法人 宮崎県社会保険協会/協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....8・9
協会けんぽの保健事業.....4	インフォメーション.....10
医療費節約術.....5	年金相談の日程等.....10
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....6	
保健師巡回健康相談のご案内.....6	



リビングストーンデージー

輝く太陽と青い空によく似合うリビングストーンデージー。日が当たると一斉に大きく花開き、花びらが眩しいほど輝きます。元気いっぱい咲くリビングストーンデージーですが、太陽の光が当たらない夜や雨の日には花を閉じてしまいます。白、赤、ピンク、オレンジ、黄など花色が豊富で、初心者でも育てやすいことから花壇やプランターを彩る花として人気があります。



被保険者資格取得届・資格喪失届の提出をお願いします

例年3月・4月は人事異動の多い時期です。新たに従業員を採用したとき、また退職者などがあったときは、それぞれ資格取得届・資格喪失届の提出を忘れずをお願いします。

資格の取得

適用事業所での常用的使用関係で被保険者に

適用事業所で常用的使用関係にある人が被保険者となります。

これは適用事業所で働き報酬を受けるという事実上の使用関係をいい、試用期間中でも報酬が支払われるならば、使用関係が認められます。

この常用的使用関係があれば、国籍などには関係なく、被保険者となります。

資格取得日は使用関係が発生した日など事実上使用関係が発生した日に取得します。



使用関係の発生とは

「使用されるようになった日」とは事実上の使用関係に入り、報酬が発生する日を指します。たとえば、勤務発令が4月1日、勤務開始が4月10日の場合、給料の支払い方法により次のように異なります。

- ① 1か月分の給料が支払われる場合→資格取得日は4月1日
- ② 4月の給料が日割計算で支払われる場合→資格取得日は4月10日

資格の喪失

被保険者の資格は退職日の翌日などに喪失

健康保険・厚生年金保険の被保険者の資格は、次の①～④に該当する日の翌日(⑤～⑦については当日)に喪失します。

- ① 適用事業所に使用されなくなった日(退職日等)
- ② 死亡した日
- ③ 任意適用事業所が任意適用取消を認可された日
- ④ 事業所が廃止になった日
- ⑤ 雇用形態が変わり、適用除外(※)になった日
- ⑥ 厚生年金保険については70歳に達した日(誕生日の前日)
- ⑦ 健康保険については後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日等)
(※適用除外…被保険者の条件を満たさなくなった日)

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、資格喪失届に添付してお返しください。

届出

資格取得届・資格喪失届とも事業主はそれぞれ資格取得日・資格喪失日から5日以内に提出します。
※届の提出は電子申請が便利です。

令和5年(2023年)1月からオンライン事業所年金情報サービスを開始しました。
(社会保険料額情報、増減内訳書、算出内訳書、決定通知書、届出に必要な被保険者データ)
ご利用いただくにはGビズIDを利用し、e-Govのマイページからの利用手続きが必要です。

オンライン事業所年金情報サービスのメリット

1. 紙の通知書よりも早く受け取り・確認が可能

納入告知書等の到着前に毎月の社会保険料額を確認できるなど、これまでよりも早く各種情報・通知書の受け取り・確認ができます。

2. 定期的に受け取りが可能

一度お申込みいただければ、定期的にお送りします。随時電話等でご依頼いただく必要はありません。

3. データの活用が可能

電子データで受け取れるため、社内システムで取り込み、自社で保有するデータとの突合を行う等、業務の効率化を図ることができます。

利用方法はカンタン!

STEP 1

GビズIDを取得

STEP 2

e-Govのマイページ
にログイン

STEP 3

利用申し込み

e-Govのマイページにメールで届きます

※GビズIDでe-Govから電子申請を利用されている方は、すぐに利用申し込みを行っていただけます。
オンライン事業所年金情報サービスの利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

さらに充実!!

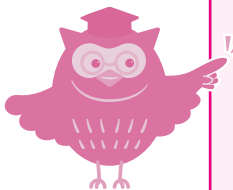
協会けんぽの保健事業

令和5年
4月
スタート

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診
対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

軽減前 最高 **7,169円** → 軽減後 最高 **5,282円**



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

Ⓧ 血圧測定 Ⓧ 血液検査 Ⓧ 尿検査 Ⓧ 心電図検査
Ⓧ 胸部レントゲン検査 Ⓧ 胃部レントゲン検査
Ⓧ 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん Ⓧ 肺 Ⓧ 胃 Ⓧ 大腸
Ⓧ 子宮 Ⓧ 乳房 **までカバー!**

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

付加健診

軽減前 最高 **4,802円** → 軽減後 最高 **2,689円**

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

健診を受けた後の行動こそが大切です!

健診

異常なし

引き続きの
健康づくり、
毎年の健診を!



生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう!

＼ 特定保健指導って? ／

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を!

＼ 未治療者への受診勧奨 ／

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

おサイフにもおカラダにも
やさしい

医療費節約術

ポイント1

かかりつけ医を持つ

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、**病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイス**が受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、**適切な大病院や専門医を紹介**してもらうことができるので安心です。

ポイント2

かかりつけ薬局・薬剤師を持つ

- 薬の副作用やアレルギーの有無などを継続的に記録できます。
- 複数の医療機関で処方されている薬の重複や飲み合わせをチェックしてくれます。
- 薬に関することを気軽に相談できます。



ポイント3

緊急時以外は平日昼間に受診しよう

- 本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。この時間帯の自己都合による安易な受診は、自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担になるとともに本当に治療が必要な方の治療の機会を奪うことになりかねません。

やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。

医療機関を診療時間外に受診すると、原則、加算がついて負担が増えます。

ポイント4

お薬はジェネリックにしよう

- 従来先発医薬品と品質・効き目が同等であると国が認めたお薬です。薬の形・大きさなどの工夫ができ、薬の小型化や苦みを抑えるなど飲みやすいものもあります。

医師・薬剤師に相談して、積極的にジェネリックを利用しましょう。

ポイント5

マイナンバーカードに保険証を登録しよう

- マイナンバーカードに保険証を登録し、医療機関のカードリーダーで「薬剤情報の閲覧」に同意すると、過去に処方されたお薬の情報を医師が把握できるようになり、より良い医療が受けられます。また、過剰な調剤(お薬の重複)を防止できるようになります。



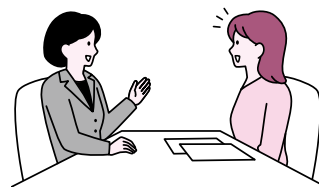
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

保健師巡回健康相談のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談を実施しています。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。(会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります)

- 職場で働くみなさまのご都合のよい時間で
- 健診結果表をもとにアドバイスします 年齢は問いません、どなたでも
- 個別に相談を実施しています 少人数でも大丈夫です
- 土曜日の健康相談も実施しています



お申込・お問い合わせは

一般財団法人 宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

TEL(0985)23-0200 FAX(0985)23-9077

※ホームページからお申込ができます ◇ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

申込用紙

保健師による事業所巡回健康相談の申込書

事業所巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第1希望日	令和 年 月 日 (曜日)	時 ~ 時頃まで
	第2希望日	令和 年 月 日 (曜日)	時 ~ 時頃まで
事業所名称	申込日 令和 年 月 日		
所在地	〒 -		
電話番号	担当者名		

社会保険クイズ 当選者発表

正解は【ハゴイタ】でした

令和5年1月号の社会保険お年玉クイズに多数の応募をいただきましてありがとうございました。

皆様のご意見・ご要望を参考に、これからも役立つ紙面づくりに務めてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

ご当選されました皆様

【宮崎市】	首藤 昌子 様
	谷口 恭子 様
	中萬 志保 様
【日南市】	浜川 奈保 様
【都城市】	磯野 允洋 様
	川路 百合子 様
【小林市】	宇部 文昭 様
【串間市】	谷口 大海 様
【延岡市】	中田 絵理子 様
【児湯郡】	広瀬 美智子 様



令和5年度 社会保険協会費 納入のお願い

社会保険協会の運営につきましては、平素から格段のご理解を賜り心からお礼申し上げます。

令和5年度の協会費につきましては、4月上旬に別途ご案内させていただきます。ご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

令和5年度 宮崎県社会保険協会年間事業（各種講習会等）予定のご案内

1. 第1回新任事務担当者研修会			
地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	100	令和5年 5月	宮崎市民文化ホール（イベントホール）
都城市	50	令和5年 5月	都城市ウエルネス交流プラザ（茶霧茶霧ギャラリー）
延岡市	50	令和5年 5月	延岡市社会教育センター（2階研修室5）
日向市	30	令和5年 5月	日向ひとものづくりセンター（視聴覚室）
小林市	30	令和5年 5月	小林市文化会館（2階会議室）
日南市	30	令和5年 5月	南郷ハートフルセンター（2階大研修室）
高鍋町	30	令和5年 5月	高鍋町中央公民館（作業室）

2. 労働保険に関する事務講習会			
地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	80	令和5年 6月	宮崎市民文化ホール（イベントホール）
都城市	50	令和5年 5月	都城市ウエルネス交流プラザ（茶霧茶霧ギャラリー）
延岡市	50	令和5年 5月	延岡市社会教育センター（1階研修室1）

3. 社会保険制度の講習会（協会費を納入いただいた事業所様が対象です）			
管轄	地区	開催予定月	会場名
宮崎	宮崎市	令和5年 9月	宮崎市民文化ホール（大ホール）
	日南市	令和5年 9月	南郷ハートフルセンター（小ホール）
都城	都城市	令和5年 9月	都城市総合文化ホール（中ホール）
	小林市	令和5年 9月	小林市文化会館（小ホール）
延岡	延岡市	令和5年 9月	野口遵記念館（ホール）
	日向市	令和5年 9月	日向市中央公民館（ホール）
	高千穂町	令和5年 9月	高千穂町自然休養村管理センター（研修室1・2）
高鍋	高鍋町	令和5年 9月	高鍋町中央公民館（大ホール）

4. 年末調整に関する事務講習会			
地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	80	令和5年 11月	宮崎市民文化ホール（イベントホール）
都城市	50	令和5年 11月	都城市ウエルネス交流プラザ（茶霧茶霧ギャラリー）
延岡市	50	令和5年 11月	延岡市社会教育センター（1階研修室1）

5. 第2回新任社会保険事務担当者研修会			
地区名	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	40	令和5年 12月	J A A Z Mホール（本館中研修室）
都城市	20	令和5年 12月	都城市ウエルネス交流プラザ（茶霧茶霧ギャラリー）
延岡市	20	令和5年 12月	延岡市社会教育センター（3階研修室4）

6. 年金シニアライフセミナー			
地区	定員	開催予定月	会場名
宮崎市	40	令和6年 2月	J A A Z Mホール（別館202号）
都城市	30	令和6年 2月	都城市総合文化ホール（会議室1）
延岡市	30	令和6年 2月	延岡市社会教育センター（2階研修室5）

日本年金機構

- ▶健康保険・厚生年金の適用、徴収
- ▶公的年金(厚生年金・国民年金)の記録管理・相談・裁定・給付



日本年金機構の主な届書

★届書・申請書の提出は下記の郵送先に送付をお願いします。

被保険者資格、被扶養者に関すること	届書・申請書名
従業員を採用したとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
従業員が退職・死亡したとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
従業員の家族を被扶養者とするとき、被扶養者に異動があったとき	健康保険 被扶養者(移動)届 (国民年金 第3号被保険者関係届)
被保険者に関すること	届書・申請書名
従業員及び被扶養配偶者の住所に変更があったとき ※1	健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 (国民年金第3号被保険者住所変更届)
従業員の氏名に変更があったとき ※1	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届
従業員の生年月日訂正が必要なとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届
報酬月額、賞与、育児休業等に関すること	届書・申請書名
定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき ※2	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
報酬額に大幅な変動があり、随時改定に該当するとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
賞与を支給したとき ※3	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
賞与を支給しないとき ※3	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
産前産後休業を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者産前産後休業取得者申出届
育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者育児休業等取得者申出書
その他	届書・申請書名
保険証の添付を必要とする届書提出時に、保険証の添付ができないとき	健康保険 被保険者証回収不能・滅失届
基礎年金番号通知書の再交付を受けるとき	基礎年金番号通知書 再交付申請書
健康保険資格取得後、保険証が届く前に早急に病院などで診療を受けるとき	健康保険被保険者 資格証明書交付申請書
国民健康保険等に加入するため、健康保険の資格喪失証明等が必要なとき	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・資格喪失等確認申請書

- ※1 マイナンバーと基礎年金番号が紐付けされている方は、原則、提出不要です。
- ※2 年金機構より、被保険者の氏名等が記載された届書が送付され、必ず提出が必要です。
- ※3 年金機構より、被保険者の氏名等が記載された届書が支払月前月に送付されます。
賞与を支払ったときは賞与支払届、支払がないときは賞与不支給報告書の提出が必要です。

届書・申請書の郵送先

〒812-8579
福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター



社会保険の手続きは電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届書を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

お電話での電子申請ご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

<受付時間> 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

社会保険協会の主な事業

事業	内容
社会保険制度の広報宣伝	広報誌 社会保険みやざきの印刷・発行
社会保険制度の趣旨・普及等	社会保険制度の講習会 年金シニアライフセミナー 新任社会保険事務担当者研修会 労働保険に関する事務講習会 年末調整に関する事務講習会
健康づくり事業	保健師・健康運動指導士等による健康づくり講習会 保健師巡回健康相談 健康啓発ビデオ(DVD)の貸出し
福利厚生事業	宿泊施設優待券の発行 家庭常備薬等の斡旋

協会けんぽ 宮崎支部

全国健康保険協会

- ▶健康保険の給付・保険証発行に関すること
- ▶任意継続に関すること
- ▶生活習慣病予防健診・特定健診の申込受付
- ▶保健指導など健康づくり事業
- ▶レセプトに関すること



協会けんぽの主な届書

★届出・申請書の提出は下記の郵送先に送付をお願いします。

給付に関すること	届書・申請書名
保険証を提示できなかったときなど	療養費支給申請書(立替払等)
治療用装具を作成したとき	療養費支給申請書(治療用装具)
自己負担額が高額になったとき	高額療養費支給申請書
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が課税の場合)	限度額適用認定申請書
入院した時などの窓口支払額を軽減したいとき(被保険者が非課税の場合)	限度額適用・標準負担額減額認定申請書
被保険者が療養のため仕事を休み、給料を受けられないとき	傷病手当金支給申請書
被保険者が出産のため仕事を休み、給料を受けられないとき	出産手当金支給申請書
出産したとき(直接支払制度を利用したとき)	出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
出産したとき(直接支払制度を利用しなかったとき)	出産育児一時金支給申請書
被保険者(被扶養者)が死亡したとき	埋葬料(費)支給申請書
交通事故や第三者の行為により負傷(けが)をしたとき	第三者行為による傷病届
健康保険証などの再交付に関すること	届書・申請書名
保険証を紛失したとき	被保険者証再交付申請書
高齢受給者証を紛失したとき	高齢受給者証再交付申請書
任意継続保険に関すること	届書・申請書名
任意継続保険に加入するとき	任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続保険の資格を喪失するとき	任意継続被保険者資格喪失申出書
健診に関すること	届書・申請書名
特定健診の受診券の(再)交付を受けたいとき	特定健康診査受診券(セット券)申請書

届書・申請書の郵送先

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階 全国健康保険協会宮崎支部



*協会けんぽホームページから関係届書・申請書の印刷ができます。検索は

協会けんぽ 宮崎 検索

3・4月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
3月・4月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
3月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00
4月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00

3・4月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	3月	4月
串間市役所 会議室	2日(木)	6日(木)
えびの市役所 会議室	9日(木)	13日(木)
西都市役所 市民課年金係	16日(木)	20日(木)
高千穂町役場 町民相談室	16日(木)	20日(木)
小林市役所 1階相談室	16日(木)	20日(木)
日南市役所 会議室	23日(木)	27日(木)
日向市中央公民館 第4研修室	23日(木)	27日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。


年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890


<予約受付番号受付時間>月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く
午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066
(お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)